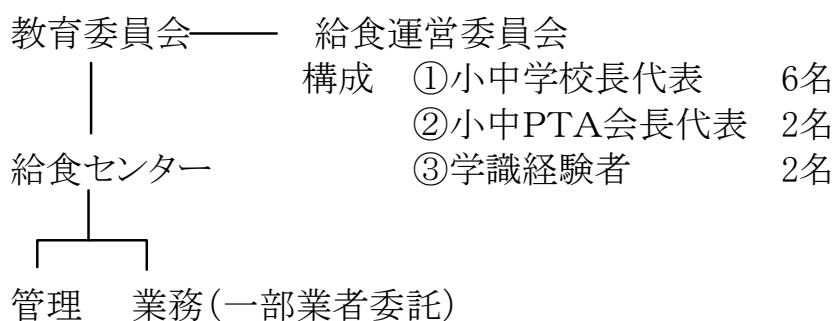


## 六ヶ所村学校給食センターの概要

名 称	六ヶ所村学校給食センター
所 在 地	上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附536-2
電話・FAX	電話 0175-72-2675 FAX 0175-72-2676
給食開始	昭和58年4月11日
給食人員	約1,100名
給食内容	米飯給食
対 象 校	村内小中学校及びインターナショナルスクール
施 設	建築面積 886.23㎡ 敷地面積 3976㎡ 構造 鉄骨平屋建(一部2階建て)

業 務 内 容	一部民間業者委託方式
委託部門	①調理関係 ②搬送関係 ③施設、設備の清掃、保安関係

## 運 営 機 構



## 職 員 及 び 従 業 員

職 員	①所長 1名 ②事務 1名 栄養士(県職) 1名
従 業 員	①調理主任 1名 ②調理員 7名 ③ボイラーマン 1名
(委託業者)	④運転手 3名

給食運搬	①運搬車3台
	②運送計画 配送:午前10時50分～11時50分 回収:午後1時～3時

給食費徴収方式  
学校集金方式

## 学校給食の目標（学校教育法第2条）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目標を実施するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について、正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵での上で成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

児童又は生徒1人1人当たりの平均所要栄養量の基準  
文部科学省の基準による。